

[事案 2019-299] 慰謝料請求

・令和2年9月17日 和解成立

<事案の概要>

誤支払いされた給付金の返還請求を受けたことで精神的苦痛を被ったことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和53年4月に契約したがん保険、平成18年11月に契約した医療保険にもとづき、平成27年6月、および平成28年1月に給付金請求を行ったところ、保険会社から入院給付金等が支払われた。その後、保険会社が、自分と同姓同名の別人の契約からも誤って自分に給付金を支払っていたとして、保険会社から誤支払分の入院給付金等を返還請求されたが、以下の理由により、精神的苦痛を被ったため、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 給付金は、入院費用の他、誤支払いが無ければ使わなかったであろう旅行費用等に使ってしまった。
- (2) 給付金支払日から返還請求まで、3~4年が経過している。
- (3) 誤支払は保険会社の事務上のミスであり、それにより迷惑を被った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、不当利得の返還義務を負うものであり、誤支払いした給付金を入院費用、旅行費用等に使用していたとしても、自らの出費を節約したもので、利得は現存している。
- (2) 不当利得の返還請求権の消滅時効期間は、誤支払時から10年であり、まだ経過していない。
- (3) 当社の事務上のミスにより誤支払が起きたとしても、不当利得の返還請求権が成立しないものではなく、過失相殺がなされるということもない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金受領時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。